

議事日程 (第4号)

平成31年 3月20日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第13号議案 平成31年度中間市一般会計予算  
(日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第14号議案 平成31年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 3 第15号議案 平成31年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 4 第16号議案 平成31年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 第17号議案 平成31年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第18号議案 平成31年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 7 第19号議案 平成31年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 第20号議案 平成31年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第21号議案 平成31年度中間市水道事業会計予算
- 日程第10 第22号議案 平成31年度中間市病院事業会計予算  
(日程第2～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 食品ロス削減に向けての更なる取り組みを進める意見書  
第 1 号
- 日程第12 意見書案 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進  
第 2 号 を求める意見書  
(日程第11～日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第13 意見書案 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書  
第 3 号  
(日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 憲法違反の武器の大量購入をやめることを求める意見書  
第 4 号  
(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1 番 植本 種實君	2 番 小林 信一君
3 番 堀田 克也君	4 番 柴田 芳信君
5 番 田口 澄雄君	6 番 田中多輝子君
7 番 掛田るみ子君	8 番 草場 満彦君
9 番 中尾 淳子君	10 番 山本 慎悟君
11 番 安田 明美君	12 番 梅澤 恭徳君
13 番 柴田 広辞君	14 番 中野 勝寛君
15 番 井上 太一君	16 番 下川 俊秀君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	教育長 …………… 片平 慎一君
市長公室長 ……… 佐伯 道雄君	総務部長 …………… 園田 孝君
市民部長 …………… 安徳 保君	保健福祉部長 …… 船津喜久男君
建設産業部長 …… 藤田 宜久君	教育部長 …………… 田中 英敏君
環境上下水道部長 ……………	井上 一君
市立病院事務長 … 貞末 孝光君	消防長 …………… 三船 時彦君
企画政策課長 …… 濱田 学君	総務課長 …………… 後藤 謙治君
財政課長 …………… 蔵元 洋一君	
安全安心まちづくり課長 ……………	石井 浩司君
人権男女共同参画課長 ……………	大庭 省二君
健康増進課長 …… 岩河内弘子君	介護保険課長 …… 冷牟田 均君
産業振興課長 …… 北原 鉄也君	上水道課長 …… 田中 秀一君
下水道課長 …… 岩切 伸一君	市立病院課長 …… 末廣 勝彦君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君	書 記 谷山 隆二君
書 記 志垣 憲一君	書 記 池田 恭君

---

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 第13号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、第13号議案平成31年度中間市一般会計予算を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第13号議案平成31年度中間市一般会計予算のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

一般会計全体の予算総額は、前年度と比較して6億3,990万円の増額、率にして3.6%の増の歳入歳出それぞれ186億5,680万円となっております。

まず、歳入の主なものは、地方交付税及び臨時財政対策債は、前年度と比べ3,240万円減額し、56億4,040万円となっておりますが、市内外の方々から数多くのご支援をいただいているふるさと納税につきましては、前年度と比べ2億円増額し、5億円の予算計上となっているほか、市有地売払い収入として6億5,000万円が予算計上されております。

しかし、基金からの繰入金で2億7,000万円計上されており、本年度も大変厳しい予算編成となっております。

次に、歳出の主なものは、総務費において、市庁舎を初めとした16の公共施設の更新や統廃合、長寿命化等を計画的に行うための個別施設計画策定に要する経費として420万、市庁舎及びハーモニーホールの照明空調等の更新を見越したうえでの省エネ診断を実施するカーボンマネジメント強事業実施設計委託料に800万、災害時に備え市庁舎に非常用発電機を設置する庁舎非常用電源整備事業に4,950万円、市庁舎別館の外壁改修工事に2,290万円、まんがや動画を活用した情報発信事業及び女優の大野いとさんを起用したPR大使事業を展開する中間市シティープロモーション事業に250万円、遠賀川河川敷を活用し、フットパスを初めとしたイベント等を実施するかわまちづくり事業に140万円がそれぞれ計上されております。

教育費においては、放課後小学校3、4年生の希望者を対象に、外国人講師による英語

コミュニケーション活動を行うなかまっ子放課後イングリッシュスクール事業に810万円、中間仰木彬球場において耐震化を図るブロック塀改修工事に500万円、同球場横市民トイレの利便性向上を図る改修工事に1,850万円が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

討論において、小学校教員の多くが中学校の英語教員免許を持っていないという状況の中で、小学校英語教育を推進するのは難しいのではないかと、公共施設の外壁の損傷が頻発している中で、修繕内容の精査及び厳格な管理を要望する、財政の健全化を図り、今まで以上の歳出の抑制に力を入れてほしいとの意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決するべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

#### ○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第13号議案平成31年度中間市一般会計予算のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものは、歳入予算の根幹であります市税収入におきまして、市たばこ税が減少する一方、法人市民税及び固定資産税等の増加により、昨年度と比較して7,330万円の増額の39億円が計上されております。

その内訳としましては、市民税が17億3,400万円、固定資産税が14億6,550万円、軽自動車税が1億1,040万円、市たばこ税が2億9,560万円、都市計画税が2億9,430万円となっております。

また、民生費において、国庫負担金が31億3,980万円、国庫補助金が9,470万円、県負担金が9億500万円、県補助金が2億6,800万円となっております。

次に、歳出の主なものは、総務費の総務管理費では、市税の過年度還付金として償還金利子及び割引料が1,800万円、賦課徴収費では、評価替えに伴う標準宅地鑑定評価業務委託料が1,220万円、戸籍住民基本台帳費では、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金が920万円計上されております。

民生費の社会福祉費では、社会福祉総務費として、社会福祉協議会等への負担金補助及び交付金が2,460万円、生活困窮者自立支援法に基づいた実施事業の委託料が2,350万円、障害者福祉費では、障がい者支援に要する各種サービス及び自立支援医療費等の扶助費が11億7,360万円、老人福祉費として、後期高齢者医療療養給付費負担金が7億330万円、介護施設事業所等の整備に係る準備費用補助金が9,100万円、また、地域総合福祉会館費としてハピネスなかまの外壁全面改修工事請負費が

5,400万円計上されております。

次に、児童福祉費では、子ども・子育て支援費として、保育所施設型給付費が5億6,800万円、認定こども園施設型給付費が1億5,520万円、また、児童手当給付費及び児童扶養手当給付費が合わせて10億850万円計上されております。

次に、生活保護費では、扶助費として21億3,540万円、保健衛生費では、予防費として平成31年度から実施される麻疹及び風疹予防接種を含む各種予防接種委託料が9,690万円、また、子育て世代包括支援センター開設に伴う改修委託料が400万円計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第13号議案平成31年度中間市一般会計予算のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、歳入の主なものは、土木使用料において、市営住宅の使用料が現年度分滞納繰越分を合わせて7,860万円、土木費国庫補助金において、社会資本の改築改修などに伴う社会資本整備総合交付金が1億6,580万円、中鶴地区建替事業に伴う住宅市街地総合整備事業費補助金として2億9,130万円、消防費において、水槽付き消防ポンプ自動車整備事業として3,800万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、まず債務負担行為として、中鶴地区定住促進住宅1期整備事業及び中鶴更新住宅2期新築工事事業が計上されております。

中鶴地区定住促進住宅1期整備事業につきましては、平成31年1月に行われた選定委員会により、優先交渉権者が決定しなかったことから、再公募を行うことになっております。それに伴い、平成30年9月議会で可決した債務負担行為が無効となることから、一部条件等の変更を行い、再度計上されております。期間としましては、平成31年度から平成62年度まで、限度額は10億7,910万円となっております。

また、中鶴更新住宅2期新築工事につきましては、平成32年度の4月から着工となることから、平成31年度内に契約を行う必要があるため、計上されております。期間としては、平成31年度から平成32年度までの2年間、限度額は12億2,440万円となっております。

衛生費では、新たな事業として、地域猫活動支援事業補助金として40万円が計上され

ております。

土木費では、住宅建設改良費において中鶴更新住宅1期新築工事、浄花町団地改修工事等の中鶴地区建替事業に要する経費として5億90万円、また、災害時における通学路や避難路等の安全確保のため、倒壊の危険があるブロック塀を解体する費用を助成するブロック塀等撤去促進住宅事業に要する経費として210万円が計上されております。

消防費では、消防施設費において、平成5年に購入し25年が経過しております消防ポンプ車両を更新するため、水槽付き消防自動車購入費として4,000万円が計上されております。

討論において、委員より、白島石油備蓄基地は危険なものであると思うので、補助金を受け取らず、国に撤去をお願いしてもらいたい。PFI事業について、中間校区には水害時の避難所もない状態であり、選定委員会も一度不調に終わっているので、PFI事業について考え直してもらいたい。またごみの処理金額、ごみの量は減っているが、市民の負担は変わっていないので、広域事務組合に対して中間市からも声を上げてもらいたいとの意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（下川 俊秀君）**

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。柴田芳信君。

**○議員（4番 柴田 芳信君）**

日本共産党の柴田芳信です。第13号議案平成31年度中間市一般会計予算について、反対意見を申し述べます。

まず第1に、人事評価制度であります。先行自治体でも、その効果よりマイナス面のほうが報告されています。全体の奉仕者としての自治体業務に、競争の原理は見合いません。制度の廃止を求めます。

次に、自衛隊への新人研修であります。来年度は6名の研修派遣だそうです。何を期待して自衛隊への研修を望まれるのかわかりませんが、一般公務員と自衛隊員の任務とは全く異質であります。上官の命令を絶対服従の組織原則で、自治体業務を遂行するのではなく、みんなで考え知恵と力を発揮できる全体の奉仕者としての公務員像が求められています。戦前のような、上の命令のままに国民に赤紙を配付するような公務員労働者にさせて

はなりません。

次に、小学校への英語教育であります。2020年度からは、本格的な小学校への全面的な英語実践が始まります。教えるのはほとんどが英語の教員免許を持たない小学校の教員の方たちです。政府は、これに当たって、CEFR、チーフ、B2相当の英語力、つまり専門分野における技術的な議論ができ、抽象的な話題でも具体的な話題でも複雑な文章の大まかな意味を理解できるレベルの教員を5割以上の割合で採用することを都道府県に課しています。このこと自体、今の教員不足において対処できることではありません。教員の過重労働に、さらに拍車をかけるものであります。

また、小学生は母国語の学習、習得により、物事の本質を理解する成長過程にあります。このような時期に、まるで記号のような英語の導入は混乱を招くだけで、まともな成長に影響を及ぼします。即刻、中止を求めます。

次に、学力テストであります。全国的には、小学校6年と中学校3年生ですが、中間市では全学年において実施されています。自分が何がわからないかについての、子どもたちの知識欲に応える的確な指導であれば問題はないのですが、ただ、点数で子ども同士と学校同士を競わせるようなテストのあり方は問題であります。即刻、中止を求めます。

次に、学校給食の民営化であります。直営2校の調理員さんの定年を待って、全ての民間委託にする方向のようですが、まず、労働条件の不安定な民間の調理員さんでは、安全で安心な安定した給食の保障はありません。北九州市では、年度内に全ての調理員さんが入れかわる学校も生まれています。

次に、公務職場における真の人権行政の推進を求めます。公務職場における真の人権行政の推進を求めてまいります。特に非正規の方、特に女性が多いのですが、特徴的にあらわれていますが、対等な待遇を求めます。

また、女性職員の責任ある職務への登用、年齢による差別の廃止を求めます。特に、55歳昇給停止の問題は、是正すべきだと思います。そして、再任用の職員の能力と経験を活かすということであれば、それにふさわしい処遇の改善を図るべきではないでしょうか。今の状況は、年齢による差別以外の何物でもありません。

次に、世界遺産問題です。明治150年を祝う政府のキャンペーンに便乗するやり方は、問題があると思います。戦前の78年間と戦後の国のありようは、180度違います。全てを含めての美化は、過ちの美化につながりかねません。今後は、人権尊重都市中間市にふさわしい観光のあり方を模索すべきだと思います。

次に、マイナンバー制度についてであります。マイナンバーは、個人情報的大量漏えい、成りすまし犯罪への利用、個人情報の差別的利用、国家による一元管理など、懸念があります。マイナンバーの漏えい事案等は年々増加し、2017年度286の機関で374件が個人情報保護委員会に報告をされています。また、事業者や行政機関の負担も多大であり、マイナンバー制度に反対いたします。

次に、生活保護制度であります。政府は、生活扶助を2018年10月から3回に分けて段階的に見直すとし、生活扶助が減額されました。生活保護の基準は、憲法25条が補償する健康で文化的な最低限度の生活を具体化するもので、これ以上の貧困があってはならないという最低ラインを定めたものであります。同基準は、連続的に引き下げられており、利用者の暮らしは既に限界であります。

以上により、反対いたします。

次に、消防本部消防費県補助金についてであります。白島石油貯蔵施設については、福知山断層の延長線上にあり、いつ何時災害が起きるやもしれません。危険極まりない設備については、一刻も撤去を求めるものであります。

次に、中鶴地区定住促進住宅事業についてであります。中鶴地区建替事業に伴うPFIアドバイザー業務委託が計上をされています。業者との協議が不調に終わったと聞いております。契約年数30年も問題あると思いますし、高い家賃を設定して、若い人たちが20年、30年定住してもらえるのでしょうか。ここで一旦踏みとどまるべきではないでしょうか。特に、中間校区におきましては、水害時の避難場所もありません。総合的なまちづくりを考える必要があると思います、反対いたします。

環境衛生費についてであります。こみの処分費用については、量、金額は減少しているのに、市民の皆さんの負担は変わらないままで、ごみ袋料金の値下げを広域組合に働きかえるべきではないでしょうか。

以上の理由により、第13号議案については反対いたします。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子さん。

#### ○議員（7番 掛田るみ子君）

第13号議案について、反対はいたしません、意見を申し述べたいと思います。

平成31年度中間市一般会計予算を見ますと、基金繰入金が2億7,000万円と、前年の7億6,600万円と比べ大きく減額されています。一見、収支の改善が図られているように思われますが、財産収入として市有地の売却収入6億5,000万円が計上されており、財源不足を市有地の処分で補うという、大変に厳しい予算編成になっていることがわかります。

ちなみに、前年の基金繰入金と財産収入の合計額は、7億9,100万円であり、新年度の合計額9億2,000万と比較しますと、1億3,500万円増額しており、収支の悪化が見受けられます。

さらに、前年予算からの繰越金を見ますと、平成30年は1億1,900万円の増額に対し、31年度は1億9,500万円の減額となっております。

これは、基金と市有地の売却収入だけでは足りず、前年からの繰越金のうち1億9,500万円を新年度予算に組み入れるということです。そして、基金と財産の合計額

に繰越金を反映させた額は、前年度の6億7,200万円に対し、新年度は11億1,500万円であります。

先日の一般質問では、単年度の財源不足額は約3億円とのご答弁でありましたが、この11億1,500万円こそが、新年度予算における真の財源不足額ではないでしょうか。

資料では平成31年度末の基金残高見込み額は12億8,000万円であり、もはや基金や財産の処分に依存した予算編成が限界にきていることは明らかであります。

このような本市の財政状況を全職員に再確認していただき、予算執行段階での徹底した歳出抑制へ協力を仰ぐことが急務と考えます。

中間市の持続可能な財政運営の強化に向け、現場の知恵を集約し、一丸となって行財政改革に取り組まれますよう強く要望し、意見を付しての賛成とさせていただきます。

**○議長（下川 俊秀君）**

ほかに討論はありませんか。堀田克也君。

**○議員（3番 堀田 克也君）**

第13号議案平成31年度中間市一般会計予算につきまして、討論を行います。

初めに中鶴更新住宅についてですが、こちらは約12億円の債務負担行為が計上されています。財政が厳しいという声がある中ではございますが、老朽化している市営住宅の建替については、中鶴地区の住環境を考えたときに一定の理解はいたします。

この金額の根拠については、国の基準をもとに設定していると思いますが、まだ発注までに時間がありますので、さらに精査していただいて、これだけの大きな予算でありますから、設計内容や発注方法等を十分研究していただき、さらなる経費の圧縮を望むものであります。

次に、中鶴地区定住促進住宅1期整備事業についてですが、この事業は中間市で初めてのPFI事業となっております。前回の公募は不調に終わり、今回新たに10億円を超える額の債務負担行為を計上し、30年という長い期間で返済するという説明を受けました。これに関しては、前回の債務負担行為額から約3,500万円増額となっていることにも疑念を抱きますが、それよりも、前回の公募に応じた企業が最終的に1社であったことに大変問題を感じております。プロポーザル形式の提案型入札であり、1社でも制度上は問題ないと伺っておりますが、やはり競争原理の観点から、複数の企業体からさまざまな提案を受け、その中で中間市にとって望ましい住宅の建設が重要であると考えます。

この事業の効果については、高齢化と人口減に直面している今の中間市には必要な事業であると、私自身も考えております。ですから、再公募に当たっては、数多くの企業体に参加していただけるよう、前回の反省も踏まえ、条件等を研究をしていただくことを要望し、意見を付して原案に賛成といたします。

**○議長（下川 俊秀君）**

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

これにて討論を終結いたします。

これより、第13号議案平成31年度中間市一般会計予算を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 2. 第14号議案

日程第 3. 第15号議案

日程第 4. 第16号議案

日程第 5. 第17号議案

日程第 6. 第18号議案

日程第 7. 第19号議案

日程第 8. 第20号議案

日程第 9. 第21号議案

日程第10. 第22号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第2、第14号議案から日程第10、第22号議案までの平成31年度各会計予算9件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第18号議案平成31年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

主な内容といたしましては、歳出に公有財産購入費10万円、歳入に市債10万円が計上され、歳入歳出それぞれ10万円の予算となっております。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長(下川 俊秀君)

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長(中尾 淳子君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第14号議案、第15号議案、第19号議案、第20号議案及び第22号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第14号議案平成31年度中間市特別会計国民健康保険事業予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が昨年度と比較して6,230万円減額の7億5,380万円となっております。また、県支出金として38億2,190万円、繰入金として5億4,970万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、一般及び退職保険者等に対する保険給付費が37億8,120万円、県単位化に伴う国民健康保険事業費納付金では、医療給付費分が8億6,340万円、後期高齢者支援金等が2億5,340万円計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億4,960万円となっております。

次に、第15号議案平成31年度中間市住宅新築資金等特別会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、県支出金として住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金が20万円、貸付金元利収入が130万円計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費として臨時職員賃金が20万円、弁護士相談委託料が30万円、補償補填及び賠償金が100万円計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ160万円となっております。

次に、第19号議案平成31年度中間市介護保険事業特別会計予算につきまして申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳入の主なものは、介護保険料として65歳以上の第1号被保険者保険料が10億4,300万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金が11億5,980万円、支払基金交付金が12億9,410万円、繰入金が8億2,020万円計上されております。

次に、歳出の主なものは、介護サービス利用に伴う保険給付費が44億6,220万円、また、地域支援事業費では、高齢者の心と体を強化し、地域づくりにも寄与するケアプランポリン教室の委託料及び活動備品の購入費として1,430万円計上されております。

次に、サービス事業勘定の歳入の主なものは、国庫連合会からの予防給付費収入が2,760万円計上され、歳出の主なものは、人件費及び新予防給付ケアプラン作成委託料等の事業費が2,760万円計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億30万円となっております。

次に、第20号議案平成31年度中間市後期高齢者医療特別会計予算につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が昨年度と比較して1,120万円増額の

6億460万円となっております。また、一般会計繰入金が2億1,210万円計上され、歳出の主なもの、福岡県後期高齢者医療広域連合納付金が8億400万円計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1,760万円となっております。

次に、第22号議案平成31年度中間市病院事業会計予算につきまして申し上げます。

まず、収益的収入において、病院事業収益が昨年度と比較して4,050万円減額の21億3,550万円となっております。このうち医業収益の入院収益が7億9,790万円、外来収益が10億8,820万円となっております。

また、医業外収益の他会計補助金が4,770万円、負担金交付金が4,760万円、長期前受金の戻入が4,220万円となっております。

収益的支出においては、医業費用として給与費が10億6,760万円、薬品等材料費が5億9,920万円、委託料等経費が3億4,580万円計上されております。

また、医業外費用として1,510万円、特別損失として1,300万円が計上されております。

次に、資本的収入においては、昨年度と比較して1,570万円増額の2億1,500万円となっております。このうち、固定資産整備企業債が1億7,690万円、他会計負担金が3,810万円となっております。

資本的支出については、MRI及び内視鏡システムなどの器械備品等購入費が1億7,690万円、企業債償還金が6,290万円となっております。

討論において、委員から、MRIの購入費が予算計上されているが、平成31年2月には中間市立病院のあり方を検討するコンサルタント業者が決定され、今後の病院体系について調査している段階であり、また、医者の数も充足していないことから、病院の将来像が見えてこない、今回の予算には賛成するが、MRIの購入時期などに関しては慎重に考えていただくことをお願いするとの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第14号議案、第19号議案及び第20号議案については賛成多数で、第15号議案、第22号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第16号議案、第17号議案及び第21号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第16号議案平成31年度中間市地域下水道事業特別会計予算について申し上げ

げます。

歳入の主なものは、下水道使用料として5,060万円、一般会計からの繰入金として4,240万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理費などの委託料として5,790万円が計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,300万円となっております。

次に、第17号議案平成31年度中間市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主のものは、公共下水道使用料として4億2,050万円、下水道事業費国庫補助金2億7,000万円、一般会計繰入金8億3,460万円、公共下水道事業債4億2,650万円が計上されております。

次に、歳出の主なものは、公共下水道事業計画変更等業務、公営企業会計移行業務などの委託料が5,930万円、流域下水道処理負担金が3億2,010万円、下大隈地区などの市内16地区で実施する下水道工事の工事請負費が5億9,100万円、公債費の元金償還金が6億3,260万円、同じく利子償還金が2億1,560万円計上されております。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億8,730万円となっております。

次に、第21号議案平成31年度中間市水道事業会計予算につきまして申し上げます。

平成31年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせて2万7,998戸を予定し、1日当たりの平均給水量は1万7,370立方メートルと見込まれております。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入につきましては、水道事業収益10億9,990万円が計上され、その主なものは、営業収益では給水収益として9億1,670万円、営業外収益では下水道工事に伴う配水管移設工事補償費として4,400万円が計上されております。

収益的支出につきましては水道事業費10億7,480万円が計上され、その主なものは、営業費では、浄水場運転監視業務委託等の原水及び浄水費として2億6,090万円、減価償却費として3億5,630万円、営業外費用では、企業債に係る利息、下水道工事に係る配水管移設工事補償費等で1億4,060万円が計上されております。

その結果、平成31年度は消費税込みで2,500万円の収益が見込まれております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入につきましては2億1,830万円が計上されており、その主なものは、配水管整備事業にかかわる企業債2億円となっております。

資本的支出については7億8,060万円が計上されており、その主なものは、配水管布設替工事等の改良費5億5,230万円となっております。

また、主な工事といたしましては、中間地区において市道小田ヶ浦8号線配水管布設替工事など21件、遠賀地区において町道尾崎1号線配水管布設替工事など12件、計

33件が予定されております。

なお、資本的収支の不足額5億6,230万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填が予定されております。

討論において、委員から、浄水場は民間委託されていますが、水道事業に対する市職員の技術力が低下していくのではないかと危惧する部分があり、直営に戻してもらいたいのので反対するとの意見がありました。

最後に、採決しました結果、第16号議案及び第17号議案は全員賛成で、第21号議案は賛成多数で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（下川 俊秀君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田中多輝子さん。

**○議員（6番 田中多輝子君）**

第14号議案平成31年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、反対意見を申し述べます。

国民健康保険は、非正規労働者、年金生活者や障がい者など低所得者が多く加入しています。国民健康保険の加入者は、所得水準は低いのに、保険料負担は重いという不公平を強いられています。今年度からは、限度額が96万円にもなり、負担は限界です。

国保料を滞納すると、正規保険証を取り上げられ、医療機関で全額支払わなくてはならない資格証明書が交付されます。生活が苦しく、保険料を支払えない世帯が全額払えるはずがありません。資格証明書の発行はやめるべきです。

厚生労働省も、保険料負担の重さを構造的な問題と指摘しています。国民健康保険料を協会けんぽ並みに引き下げするため、国に公費拡充を求めるべきです。

以上により、反対いたします。

第19号議案平成31年度中間市介護保険事業特別会計予算について、反対意見を申し述べます。

保険者機能強化推進交付金500万円が歳入に上がっていますが、自立支援、重度化防止の取り組みを国が採点、評価し、自治体に財政的にインセンティブをつけることで、給付削減を推進するものです。また、生活援助の届け出制義務化が実施されていますが、利用者の自立支援を阻害するもので、要介護者の生活の質を低下させるものです。生活援助に制限をかける給付抑制の仕組みは、要介護者の在宅生活を困難にするものであり、暮らしの基盤を揺るがすもので、中止するべきです。

以上により、反対いたします。

第20号議案平成31年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、反対意見を申し述べます。

政府は、後期高齢者医療の保険料を最大9割削減する特例措置の2段階廃止を決めましたが、中止するべきです。

後期高齢者医療制度は、75歳以上を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法です。個人負担割合も高くなっており、廃止するべきです。

以上により、反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

第21号議案平成31年度中間市水道事業会計予算について、反対意見を申し上げます。

浄水場運転業務委託が今、行われています。市民の命にかかわる問題であり、職員の技術力低下が危惧をされます。直営に戻すべきと考え、反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて、討論を終結いたします。

これより第14号議案から第22号議案までの平成31年度各会計予算9件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第14号議案平成31年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成31年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成31年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(下川 俊秀君)**

ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告どおり可決されました。次に、第17号議案平成31年度中間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(下川 俊秀君)**

ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告どおり可決されました。次に、第18号議案平成31年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(下川 俊秀君)**

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告どおり可決されました。次に、第19号議案平成31年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

**○議長(下川 俊秀君)**

起立多数であります。よって、第19号議案は委員長の報告どおり可決されました。次に、第20号議案平成31年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

**○議長(下川 俊秀君)**

起立多数であります。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第21号議案平成31年度中間市水道事業会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第22号議案平成31年度中間市病院事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおりに可決されました。

---

日程第11. 意見書案第1号

日程第12. 意見書案第2号

○議長（下川 俊秀君）

日程第11、意見書案第1号及び日程第12、意見書案第2号の意見書案2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。意見書案第1号及び第2号、2件の提案理由の説明を行います。

初めに、食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書案の説明を行います。

まだ食べることのできる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言えます。

国内で発生する食品ロスの量は、年間646万トンと推計されており、これは国連の世界食糧計画が発展途上国に食料を援助する量の約2倍に上っております。政府は、国連の持続可能な開発目標に沿って、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指していますが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、今や必要不可欠であります。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において、主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要であります。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要であります。

よって、国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって、食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求めます。

1、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の策定を含めたより一層の取り組みを実施すること。

2、商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や、消費者への普及啓発、学校等における食育、環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に評価すること。

3、賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。以上。

次に、妊婦が安心できる医療提供体制の充実等、健康管理の推進を求める意見書案の説明を行います。

妊婦は、診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療に積極的でない医療機関が存在したことから、妊婦の妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において、妊婦加算が新設がされました。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬に伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されています。

加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であろうというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題があります。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に、平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて中央社会保障医療審議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や、健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとしました。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求めます。

1、医療現場において妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

2、保健や予防の観点も含め、妊婦自身が特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。

3、妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、議員の皆様のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

**○議長（下川 俊秀君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員(5番 田口 澄雄君)

意見書案第2号について、反対ではありませんけれども、意見を付したいと思います。

前文において、問題があることを指摘しているわけですがけれども、要望事項の3項において、妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこととなっておりますけれども、問題がある以上、これは中止を求める、廃止を求めるべきだと思いますので、そうした意見を付して賛成いたします。

○議長(下川 俊秀君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論これにて終結いたします。

これより意見書案2件を順次、採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第1号食品ロス削減に向けてさらなる取り組みを進める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

全員起立であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 意見書案第3号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第13、意見書案第3号核兵器禁止条約署名に批准を求める意見書を議題と

し、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

#### ○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第3号核兵器禁止条約に署名、批准を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、122カ国によって採択され、ことし2月25日、南アフリカ共和国が国連に批准書を寄託したことで、批准国の数は22カ国となりました。

一方、国内におきましては、日本政府に対して禁止条約への署名、批准、参加を求める地方議会の意見書可決が1月末現在で358となり、全議会の2割を超えたとされています。

また、今月5日、米連邦首都のワシントン特別区議会は、核戦争の危険を防ぎ、核兵器廃絶を連邦政府、議会に求める決議を、全会一致で採択しました。

今、人々の願いは、核兵器廃絶、平和への思いが一步一步進みつつあると思います。中間市におきましても、2015年3月9日に開催をされた平和首長会議に、故松下市長がメッセージを送付されています。その内容は、「中間市では昭和58年に核兵器廃絶や恒久平和の願いを込めて、非核平和都市宣言を市議会で決議しました。また、原爆パネル展や反戦平和映像上映展の開催、広報紙特集記事の掲載などにより、原爆の悲惨さと平和の尊さを訴えてきました。核兵器のない世界を築いていくことは、人類共通の責務であります。今後とも、70年前の広島、長崎の記憶を風化させることなく、世代を超えて戦争の悲劇を伝えていき、世界中で核兵器の廃絶や恒久平和を実現できるよう、働きかけたいと考えております」とメッセージを送られています。

ことし、広島、長崎の原爆被爆から74年になります。再び被爆者をつくるなど、この地球上から核兵器をなくすことは、原爆被爆者の悲願であり、非核三原則を国是とする核兵器反対の我が国の政策とも一致するものであります。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、大きく強くなってきています。その一つは、2017年の7月、国連で122カ国の賛成を得て、核兵器禁止条約が採択されたことであります。

条約は、第1条で、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用の威嚇を全面的に禁止をしており、画期的な内容であります。さらにこの条約採択に際し、世界各国で革新的な貢献をしたとして、2017年10月、ICAN、核兵器廃絶国際キャンペーンがノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶へ向けての国際的な合意を強く後押しするものであります。

日本政府は、目標は同じでも手段が違おうとして、この条約に反対を表明していますが、今こそ日本は、唯一の戦争被爆国として、地球上の核兵器廃絶に向け、国際間の調整役など主導的役割を果たすべきであります。そのために、日本政府及び国会に対し、核兵器禁止条約に署名、批准することを強く要請いたします。

以上、趣旨説明を終わります。多くの皆さん方の賛同をお願い申し上げ、私の趣旨説明を終わります。

**○議長（下川 俊秀君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中尾淳子さん。

**○議員（9番 中尾 淳子君）**

ただいまの核兵器禁止条約に署名、批准を求める意見書案に、公明党中間市議団を代表して反対討論を行います。

公明党は、核兵器禁止条約を高く評価しており、同条約が描く核のない世界は、公明党が目指しているものと同じです。核廃絶は、核保有国と非保有国の現実的な対話の積み重ねの上にあると考えます。さらに、核軍縮が進まない状況は避けなければなりません。核廃絶を実現するためには、核保有国が核廃棄を現実の上で実行しなければなりません。

しかしながら、この条約は、核廃絶への具体的なプロセスが書かれていなく、対話のない核兵器禁止条約への署名、批准だけでは、保有国、非保有国の双方の溝をさらに深めていくことになるのではないのでしょうか。

以上の理由によりまして、この意見書案には反対といたします。

**○議長（下川 俊秀君）**

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

**○議員（5番 田口 澄雄君）**

この意見書に賛成の立場から発言をいたします。

大体、この意見書に反対する立場の意見というのは、日本政府と核保有国の大方の意見と一致をしています。これは、国際的にも孤立をする意見であります。

核を巡る環境が変わって、今、核兵器を制限するのはかえって危険だというような意見まで出ております。しかし、1996年以来20年以上にわたって、国連では核兵器の廃絶決議が参加国の3分の2以上で決議され続けてきました。

これに反対をしてきたのが核保有国であり、これを棄権という形で臨んできたのが日本政府です。

しかし、人道上の兵器のあり方も含めた国際社会の余りの厳しい追及の中で、ついに2010年のNPT再検討会議の中で、核兵器のない世界の中で平和と安全を達成する。そのために核保有国は、自国の核兵器の廃絶をやり遂げる明確な約束を確認し、全ての国が核兵器のない世界を達成する枠組みをつくるために、特別の努力を行うことを、これを全会一致で合意をいたしました。明確に、世界が動き始めた。これが、核を巡る国際情勢の変化でした。

ところが、これに逆流する動きを始めたのが、核保有国です。元来、これらの国は、いろんな側面で対立しているはずなのに、この問題だけでは不思議と一致団結をしています。これらの国は、その経済力を背景に、個別の分断工作を図り、特に核兵器に国際的な条約で縛りをかける今回の動きに抵抗をし始めました。条約が採択された国連の会議では、これに参加をせず、外で抗議行動をする始末です。

日本政府もこの抗議行動に参加をし、日本代表の席にはあなたがここにいてくれたらと書かれた折鶴が置かれていたのは、有名な話です。反対者が主張するような、保有国と非保有国の対立ではなく、保有国が今までの流れから逸脱したというのが実態です。

実は、この条約は50の国の批准で、国際法として定着しますが、その中身を見ると、保有国にも批准国の締約国会議にオブザーバーとして参加する権利を与えていますし、追加議定書の提出もできるということです。核保有国への十分な議論が保障されているわけです。

何も、賢人会議などと十数名が集まってこそこそと会議らしいことをする必要はありません。国として、公の場で、堂々とやればよいのです。これは、誰でもインターネットで世界的な規模で自由に見ることができるそうです。また、参加の仕方も、1、核をなくしてから入る、あるいは2、入ってからなくす、それは選択できる仕組みとなっています。単なる対立ではなく、核保有国にも配慮をしたものとなっています。

核を持つことで、平和を構築するというのが、大体反対派の意見の中心ですが、この間、アメリカのトランプ大統領は、核兵器のない世界という目標を公然と投げ捨てました。核兵器の増強を言い出しています。ロシアのプーチン大統領は、クリミア編入時に、核兵器使用の準備ができていたと発言しています。抑止どころか、具体的に使う寸前までいっているのが、今の世界の核環境なのであります。

アメリカ大統領のドクトリンでは、歴代大統領は決まって、通常兵器で攻められても、こちらは核で反撃することも辞さないということを、遠回しな言い方で発言をしています。

逆に、核兵器を使わないと言っている核保有国は、ひとつもありません。もちろん、それを言えば抑止力にならないわけでありますから、今、アメリカでは最大の州であるカリフォルニア州が、この条約に賛成する決議を挙げました。

また、先ほども出ましたが、首都のワシントン特別区議会も、全会一致で核兵器廃絶を求める決議を採択しました。

最大の当事国であるアメリカ国内でも、環境の変化が起きています。

また、核保有国あるいはその同盟国内では、大体70%前後の条約賛成世論が報告をされています。

もう一つつけ加えますと、公明党の綱領のこと、さっき言われましたが、それには人類益を目指す地域民族主義という第4項というのがありまして、核兵器の存在を主としての人類の絶滅をもたらすものと主張し、1国のみ利害特出に固執する旧来の主権国家思想から脱却をし、国益から地球益、人類益優先へと切りかえる人類的意識を持つべきだと述べています。そのとおりだと私も思います。アメリカ、日本という狭い利益で考えないということだと思います。

でも、この綱領の精神に照らして、今取っている公明党議員の態度はいかがなものでしょうか。みずからの綱領でうたっている内容と、今までの反対討論には、そごがあるのではないかと思います。政権に入っているかいないかで変わることは、一国の利害損得、得失ならぬ一党の目先利益が優先していると言えるのではないのでしょうか。

武器による抑止力の破たんは、アメリカの銃社会がそれを端的に示しています。子どもまでが乱射事件を起こし、何十人もの人々が犠牲になっています。そして、大概、事件を起こした本人も自死をしています。これを、テロリストに置きかえて考えてみたらどうでしょうか。数十人の死者が国の大意である多くの隊員、あるいは全人類の破滅までつながりかねません。ゆゆしき事態であります。一刻の猶予もありません。

しかし、話し合いの猶予を国連にはあります。世界最初の被爆国である我が国が、強国に言われるままではなく、みずからの頭で考えて、人類的規模でこの危機に対応することを切望して、賛成意見といたします。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。草場満彦君。

#### ○議員（8番 草場 満彦君）

私どもは、署名、批准だけで事は済まないということを主張しているわけであります。

先ほど、賢人会議の侮蔑らしき発言がありました。いかがなものかと思えます。

何度も申しますが、私ども公明党は、核兵器禁止条約を高く評価をしております。しかし、現実の国際社会の中で、核が存在することは事実であり、核保有国を抜きにして、核廃絶を実現することはできないことも事実だと思います。核兵器のない世界の実現には、深まった核保有国と非保有国の溝、亀裂の橋渡しが求められており、それこそが唯一の被爆国である日本の責務であると考えております。

具体的には、先ほどおっしゃった賢人会議であると考えております。

賢人会議につきましては、平成29年9月に本党が同様の意見書を提出された際に、反対討論でご説明をした内容のものであります。

それこそ、今回本党から出されてある今回の意見書の中に、核兵器廃絶に向け、国際間

の調整役など、主体的役割を果たすとありました。まさに、そのものの機関がこの賢人会議であると考えております。

本党の要望は、現政府は既に取り組んでおり、進行中であるということであります。平成29年9月の時点では、まだ賢人会議は1度も開催されていませんでした。第1回は同年、平成29年11月に広島で、第2回目は平成30年3月に東京で、第3回目は平成30年11月に長崎で、そして4回目は今月、今週末に京都で開催される予定であります。

核廃絶は、賢人会議をもって、核保有国と非保有国の対話を積み重ね、被爆の実相を共有をして、具体的な歩みを進めていくことから始まるものと考えております。

具体的な成果として、平成30年3月に賢人会議提言、内容は効果的な核軍縮への橋渡し、2020年NPT核拡散防止条約運用検討会議のための提言が作成をされ、表明がされました。

私どもは、賢人会議の開催をもって、両者の橋渡しを行っていくことこそが、唯一の被爆国である日本としての積極的な役割にほかならないものと考えております。

よって、署名、批准のみを求める本意見書案には反対をいたします。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田中多輝子さん。

#### ○議員（6番 田中多輝子君）

本意見書案に賛成の立場から討論をいたします。

2017年7月7日、核兵器禁止条約が、国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されました。核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を厳しく告発するとともに、その開発、実験、生産、保有、使用、使用の威嚇などを全面禁止いたしました。

核兵器が非人道的、反道徳的であるというだけでなく、人類史上初めて核兵器を違法化し、悪の烙印を押すという画期的なものとなりました。

ところが、唯一の戦争被爆国である日本政府は、禁止条約に背を向け、署名、批准を行う考えはないとして、世界の流れに逆行する恥ずべき態度をとっています。被爆者から激しい怒りの声が上がリ、長崎の被爆者は首相に直接「あなたはどこの国の総理ですか」と訴えました。アメリカの核戦略にしがみつき、被爆者初め国民多数の願いを無視する日本政府の立場が、根本から問われています。日本政府は、署名を拒否し、世界の平和の大きな流れに背を向けているのは、恥ずかしいことではないでしょうか。

日本政府は、核兵器禁止条約に反対の立場をとっているため、世界の中で地位と信用を失いつつあります。核廃絶の流れをつくるには、まず日本が核の傘に依存するのをやめ、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約に署名することを強く求めます。

よって、本意見書案に賛成の立場から意見を申します。

#### ○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

核兵器禁止条約に署名、批准を求める意見書に、しつこいようですが反対討論を行います。

核兵器禁止条約は、核兵器を評価する初めての規範であり、核のない世界への大きな一歩になることは間違いありません。しかしながら、近年の北朝鮮の核ミサイル開発の現状を見ますと、安全保障をアメリカに依存している日本が、今、条約に署名、批准することは大きなリスクを負うことになりかねず、現実的には難しい選択と考えます。

当然のことながら、政治は実務であります。政治は常に現実を見極め、現状に即した最良の選択が求められるものであります。

確かに、核兵器禁止条約は大変にすばらしいものでありますが、条約の選択を巡り、核保有国と非保有国との溝が深まっているのも現実であります。一方、条約が目指す核廃絶は、核保有国の協力なしに実現することができないのも事実であります。

ですから、賢人会議の中で、被爆国日本が調整役となり、核軍縮を着実に進めることこそが現実的であり、その積み重ねの中にこそ核兵器禁止条約の到達点があるものと考えます。

以上の理由により、本意見書案に反対といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第3号核兵器禁止条約に署名、批准を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14. 意見書案第4号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、意見書案第4号憲法違反の武器の大量購入をやめることを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第4号憲法違反の武器の大量購入をやめることを求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

防衛省は、昨年末に閣議決定した中期防衛力整備計画に基づく装備品の単価を公表しました。F35ステルス戦闘機を現在の中期防で42機購入し、次期中期防で105機追加購入し、全体で147機にするというものです。1機当たりの単価は、現在のF35Aステルス戦闘機で116億円、維持費は1機当たり307億円、総額で6兆2,181億円にもなります。ただし、これは現在のF35Aの価格であり、次期中期防で購入予定のF35Bステルス戦闘機は、米国内でもF35Aより1機当たりさらに28億7,000万円も割高です。その上、この戦闘機は、米国に価格決定権があり、代金前払い、提供時期も米国の都合次第、契約後の価格交渉もありという、全くの米国有利の一方的な契約内容となっています。

このFMSに基づく国別契約額では、2010年度には世界13位、4億8,000万ドルだったものが、2017年度には3位、38億ドルへと急増しています。上位5カ国は、カタール、サウジアラビア、イスラエル、イラクのように、現に軍事作戦をやっているところだそうです。

また、F35Bステルス戦闘機は、墜落事故を起こし、飛行中止となった経緯があります。文字通りの欠陥機です。このF35Bステルス戦闘機を護衛艦いずも空母艦によって運用する計画で、これまでは政府見解で持てないとされてきた攻撃型空母を我が国が保有することになります。平和憲法にも反します。その上、米軍のF35Bのいずもへの発着も否定しておらず、アメリカの引き起こす戦争に日本が巻き込まれることになります。

今回のこの計画に並行して、3月12日の衆議院本会議では、防衛調達措置法、通称兵器爆買法案が自民、公明、維新の賛成で採択をされました。日本の財政法の例外措置としてやられていた高額兵器の購入の5年以内というローン期間が10年まで可能となりました。もともと財政は単年度主義ですが、その例外として5年ローンとしていたのを10年ローンまで認めるということです。軍事費のますますの膨張が危惧されます。

一方、こうした軍事費の浪費とは裏腹に、社会保障予算は、自然増の1,200億円の圧縮や生活保護費の削減、年金のマクロ経済スライドの適用による2,500億円の削減、後期高齢者医療保険料の軽減特例の廃止などで、大幅な削減が実施をされます。

こうした逆立ちした政策により、国民には貧困と命の危険が拡大するとんでもない動きだと思います。

以上のことから、こうした憲法違反の武器の購入、しかも社会保障を犠牲にしての大量購入に反対をし、これをやめることを求めて、提案理由といたします。

**○議長（下川 俊秀君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（下川 俊秀君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。植本種實君。

○議員(1番 植本 種實君)

意見書案第4号について、賛成討論をいたします。

日米安保条約がある以上、アメリカから武器は買わざるを得ませんが、それでもアメリカの言うがままに大量に購入するのは考え直さなければなりません。1機何百億円もする戦闘機にお金を使うより、そのお金を福祉や教育、子育てに使ったほうがどれだけよいでしょうか。そして、軍備の拡張競争は、やがて私たちの安心安全を脅かします。

真の平和を築くためにも、武器の大量購入に反対します。

よって、意見書に賛成いたします。

○議長(下川 俊秀君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

これで、討論終結といたします。

これより意見書案第4号憲法違反の武器の大量購入をやめることを求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立少数であります。よって、意見書案第4号は否決されました。

---

#### 日程第15. 会議録署名議員の指名

○議長(下川 俊秀君)

これより、日程第15、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において安田明美さん及び井上太一君を指名いたします。

○議長(下川 俊秀君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成31年第1回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時25分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            下   川   俊   秀

議 員            安   田   明   美

議 員            井   上   太   一

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員